

## 議案第15号

## 福岡市科学館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、科学館の利用料金の上限額を改める等の必要があるによる。

## 福岡市科学館条例の一部を改正する条例

福岡市科学館条例（平成27年福岡市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第4号」を「次条第4号」に改める。

別表第1 1 基本展示室の表及び2 ドームシアターの表中

円 500	円 450	を
300	270	

円 510	円 460	に改める。
310	280	

別表第2 1 ドームシアターの表中「5,500円」を「5,600円」に改め、同表2 企画展示室の表中「21,000円」を「21,400円」に改め、同表3 サイエンスホールの表中

3,300円	13,200円	16,300円	16,300円	29,400円	32,500円	を

議案第15号

3,400円	13,400円	16,600円	16,600円	29,900円	33,100円
--------	---------	---------	---------	---------	---------

に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。